

大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」派遣実施要項

広島県立生涯学習センター

1 趣旨

この要項は、県内の市町が実施している地域学校協働活動（※）を充実させるとともに大学生の地域貢献を促進するため、県内の大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」（以下「ワクワク学び隊」という。）を派遣することに関して、必要な事項を定める。

※ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 条第 2 項に規定される、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

2 派遣の対象

「ワクワク学び隊」は地域学校協働活動に対して派遣する。

3 「ワクワク学び隊」に関する事務

「ワクワク学び隊」に関する事務は、広島県立生涯学習センター（以下、「生涯学習センター」という。）が行う。

4 募集

「ワクワク学び隊」の募集は、県内の大学の協力を得て行う。

5 登録

(1) 登録の要件

「ワクワク学び隊」として登録する要件は、次のとおりとする。

ア 原則として県内の大学に在学する学生で、複数人で構成されていること

イ 政治・宗教・営利活動を目的としないこと

(2) 登録の有効期間

「ワクワク学び隊」の登録有効期間は、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとする。

(3) 登録データの管理

登録されたデータは、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正に管理するものとする。

6 派遣

(1) 派遣の依頼

「ワクワク学び隊」の派遣を希望する活動主催者は、生涯学習センターに派遣を依頼するものとする。

(2) 派遣の決定

生涯学習センターは、派遣依頼のあった者と「ワクワク学び隊」との調整を行い、派遣を決定する。

(3) 派遣の中止

生涯学習センターは、「ワクワク学び隊」の派遣に関わって支障がある場合には、該当する依頼元と協議した上で派遣を中止することができる。

7 秘密を守る義務

「ワクワク学び隊」として派遣される者は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 保険

生涯学習センターは、「ワクワク学び隊」のメンバーを被保険者とする傷害及び損害賠償の保険に加入する。

9 その他

この要項に定めるもののほか「ワクワク学び隊」の派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 7 月 6 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。